

## 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施要領

2 生消企第 96 号

令和 2 年 5 月 13 日

### (目的)

第 1 この要領は、持続可能な都市東京の実現に向け、国及び地方公共団体、消費者団体、事業者その他の団体等（以下「団体等」という。）が、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の理念を、広く都民に普及啓発し、理解の促進を図る目的に沿って実施する事業（以下「東京都エシカル消費普及啓発協力事業」という。）について必要な事項を定めるものである。

### (東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等)

第 2 東京都エシカル消費普及啓発協力事業を実施する団体等は、本要領の内容について同意し、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- (3) 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (6) 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (8) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- (9) 都の指名停止措置を受けている者
- (10) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(11) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(東京都エシカル消費普及啓発協力事業の要件)

第3 第1に定める東京都エシカル消費普及啓発協力事業の目的に沿った事業であること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は協力事業にすることができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (2) 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる事業
- (3) 第三者の利益を害すると認められる事業
- (4) 特定の個人、団体、法人（都を除く。）若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる事業
- (5) 当該東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等の商品及び技術等の品質を都が保証しているかのような誤解を招きやすい事業
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現を目的とする事業
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される事業
- (8) その他本要領に鑑み適当でないと認めるもの

(決定手続及び通知)

第4 東京都エシカル消費普及啓発協力事業を実施しようとする団体等は、東京都エシカル消費普及啓発協力事業申請書（別紙様式1）を提出するものとする。

2 前項による東京都エシカル消費普及啓発協力事業申請書の提出を受けた場合には、都は内容を審査し、東京都エシカル消費普及啓発協力事業として認める場合には、当該団体等にその旨通知する。

(東京都エシカル消費普及啓発協力事業に関する相互協力)

第5 都は、東京都エシカル消費普及啓発協力事業に対し、以下の各号に定める方法により協力する。

- (1) 別に定めるロゴマークの提供
- (2) 「東京暮らしWEB」上エシカル消費紹介ページへの当該事業の掲載
- (3) エシカル消費普及啓発チラシ、グッズ等の提供
- (4) 当該事業への積極的参加その他の可能な協力

2 都は、東京都エシカル消費普及啓発協力事業に対し、前項に定めるものを除き、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

3 東京都エシカル消費普及啓発協力事業を実施しようとする団体等は、原則として、第1項第1号のロゴマークを当該事業の広報のための媒体等に付するものとする。

4 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等は、東京都エシカル消費普及啓発協力事業において、東京都エシカル消費普及啓発協力事業であることを明示する。

(計画変更等の連絡)

第6 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等は、事業内容その他に変更又は中止があったときは、速やかにその旨を都に連絡するものとする。

(承認の取消)

第7 次の各号のいずれかに該当するときは、東京都エシカル消費普及啓発協力事業の決定を取り消す。

- (1) 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等がこの要領に違反したとき。
- (2) 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等が提出した資料等に偽りその他の不正があったとき。
- (3) その他、当該東京都エシカル消費普及啓発協力事業名義の継続使用が不相当であると認められるとき。

(事業終了の連絡)

第8 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等は、東京都エシカル消費普及啓発協力事業が終了したときは、その結果について、次の各号の事項を含む内容を都宛て連絡するものとする。

- (1) 参加人数
- (2) 事業内容等が変更になった場合はその変更点

(非保証・免責事項)

第9 本制度は、協力事業実施団体等について都が推奨を行うものではない。

(要領の改定)

第10 本要領は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 本要領の改定により東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

第11 本要領に定めるもののほか、東京都エシカル消費普及啓発協力事業に関し必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

## 東京都エシカル消費普及啓発協力事業申請書

提出日 令和 年 月 日

団体名・事業者名

代表者

代表者の連絡先

|              |                                     |   |                        |
|--------------|-------------------------------------|---|------------------------|
| 事業名<br>(名称)  |                                     |   |                        |
| 事業内容         |                                     |   |                        |
|              | うち<br>エシカル<br>消費に<br>係る内容           |   |                        |
| 開催日時         |                                     |   |                        |
| 開催場所         |                                     |   |                        |
| 参加費          |                                     |   |                        |
| 主催           |                                     |   |                        |
| その他          |                                     |   |                        |
| 都へ協力<br>依頼事項 | エシカル消費紹介<br>ページへの掲載について<br>(いずれかに○) | 掲載を希望する ・ 掲載を希望しない                                  |                        |
|              | チラシ・グッズの提供                          | ①チラシ<br>②グッズ<br>③ポスター<br>※在庫状況により、ご希望に添えない場合がございます。 | 部<br>部<br>部            |
|              | その他                                 |   |                        |
| ロゴマーク        | ロゴマーク使用について<br>(いずれかに○)             | 使用する ・ 使用しない  | ※「使用する」の場合は、以下に使用用途を記載 |
|              | ロゴマーク使用用途                           |   |                        |
| 問合せ先         | 住所                                  |   |                        |
|              | 電話番号                                |   |                        |
|              | FAX番号                               |   |                        |
|              | e-mail                              |   |                        |
|              | 担当者名                                |   |                        |

以下の項目にチェック(必須)

 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施要領の各号の内容を確認しました。